

公益財団法人蘇峰会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人蘇峰会（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入)

第2条 当法人は、個人又は団体による寄附金を受領することができる。

2 受け入れた寄附金は、原則として、公益目的事業の用に供する。ただし、寄附者による使途及びその割合に特段の指定がある場合には、その指定に従う。

(受領証等の送付)

第3条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領証を送付する。

2 前項の受領証には、寄附金の使途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(辞退)

第4条 寄附金について寄附者から使途及び管理運用方法について条件が付されているため、次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 寄附金の受け入れに起因して、当法人に著しく資金負担が生ずる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第5条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人蘇峰会の設立登記の日から施行する。